

指標 16.10.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数

ターゲット 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報へのパブリックアクセスを確保し、基本的自由を保障する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

定義及び根拠

○ 定義

各時点で採択・施行されている、情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の有無とその内容を調査する。

○ 概念

情報へのパブリックアクセスとは、国民が政府の情報にアクセスすることを指す。

また、情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策とは、基本的人権である表現の自由・結社の自由に基づき、政府が保有する情報について開示を求める権利を保障し、開示の求めに応じる義務を政府に課すとともに、国民に対し能動的に情報を提供するように政府に求める法制のことをいう。

○ 根拠及び解釈

国連の整備するメタデータと同一であり、2021年にUNESCOが実施した“Survey on Public Access to Information”のスコアリング方法に従ったものである。

データソース及び収集方法

日本法令外国語訳データベースシステム（行政機関の保有する情報の公開に関する法律該当ページ）

（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=99&vm=04&re=01&new=1>）

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

ユネスコから示された指標作成方法（メタデータ）に基づき、以下の各質問に対する回答をスコア化して算出する。

- 1 情報へのパブリックアクセスを、基本的な権利として保障する憲法、法律その他の法制が存在するか。
存在する…1pt 存在しない…0pt 策定中…0.5pt
- 2 情報へのパブリックアクセスに関する法制により、専門の監視機関の設置が必要とされているか。
必要とされている…1pt 必要とされていない…0pt
- 3 情報へのパブリックアクセスに関する法制により、国の行政機関において、公衆からの情報へのアクセスの請求を取り扱う情報公開担当官（又は専門の部局）の任命が必要とされているか。
必要とされている…1pt 必要とされていない…0pt
- 4 情報へのパブリックアクセスに関する法制により、専門の監視機関に対して以下の役割が課されているか。
(a)法制の実施を担保するための監視、(b)不服申立ての受理、(c)アクセス状況のモニタリング、(d)執行、(e)調停制度
…役割1つにつき0.2pt 加算
- 5 情報へのパブリックアクセスに関する法制において、開示請求が法的に拒否される可能性のある情報のカテゴリーが明示されているか。
明示されている…1pt 明示されていない…0pt
- 6 情報へのパブリックアクセスに関する専門の監視機関が、報告年において以下の活動を実施しているか。
(a)年次報告書の発行、(b)開示実施ガイドラインの提供及び行政機関の職員への研修、(c)公衆への周知、(d)請求・不服申し立てに関する統計の把握、(e)行政機関に対する、当該機関の活動及び決定に関する統計の把握の要請
…実施している活動1つにつき0.4pt 加算
- 7 情報へのパブリックアクセスに関する国レベルの専門の監視機関は、情報へのパブリックアクセスの請求に関する処理について、行政機関からの報告を受けているか。
受けている…1pt 受けていない…0pt
- 8 情報へのパブリックアクセスに関する専門の監視機関は、国レベルの不服申し立てに関する統計を把握しているか。
把握している…1pt 把握していない…0pt

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

日本法令外国語訳データベースシステム（行政機関の保有する情報の公開に関する法律該当ページ）

（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?id=99&vm=04&re=01&new=1>）

総務省行政管理局 情報公開制度施行状況調査

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/chousa.html）

データ提供府省

総務省

関連政策府省

総務省

担当国際機関

ユネスコ統計研究所（UNESCO-UIS）